「地域のヨーロッパ」の再検討（10）

――ドイツ・ネーデルラント国境地域に即して――

渡　辺　　尚

IX. 事例 4：*Euregio Maas-Rijn/Euregio Maas-Rhein/Euregio Meuse-Rhin*

(12) 1990 年代の *EMR*

この連作の（7）から始まった *EMR* 分析で，まず（7）で *EMR* のドイツ側構成区域，レギオ・アーヘンの経済史的位置づけを，(8) でその制度的検討を行った。(9) では 1980 年代の *EMR* 圏の社会・経済事情を分析した。以上の検討をふまえて，本稿（10）では 1990 年代の *EMR* 財団の組織と事業を検討する。この作業を通して，前稿までの検討によりある程度浮かびあがってきた *EMR* に固有の歴史空間ベクトルを，*EMR* の空間政策の分析を通して検討することが，本稿の目的である。ここで，あらためて図 IX-7 として *EMR* の略図を掲げておく。

EMR 財団は一つの地域的政策主体であり，その多面的政策行動のなかで空間形成政策は最も重要な意義を持つ。そこで，政策主体および政策効果に焦点を合わせながら，これの検討を行う。前者については，*EMR* 財団が三言語四国五行政地区の集合体であること，また国境地帯政策で EU と競合・補完関係にあること，この二重の問題性が検討される。後者については，*EMR* という政策的合成空間が自然的・歴史的・地理的基礎条件にどれほど適合しているか，すなわち政策に規定される領域空間と，歴史空間としての地域との適合関係が検討される。

1990 年代に焦点を当てるのは，たまたま *EMR* の『1996 年年次報告書』ほか数点を，資料として入手しえたという便宜上の理由からである。とはいえ，おりしも 1996 年は *EMR* にとりさまざまな意味で節目となる年であった。この年 *EMR* は成立 20 周年を祝い，INTERREG I 企画の最終決算を行い，INTERREG II の企画募集を締めきった。エウレギオ通信社の発足もこの年である。くわえて *EMR* が置かれた時代環境もまた新しい様相を見せていた。すでに 1993 年初に商品，サービス，資本，人の EC 域内移動自由化がほぼ達成され，同年 11 月に EU 条約が発効した。続いて 1994 年初に経済通貨同盟（EMU）が第二段階に入り，単一通貨導入の要件である「収斂基準」（とりわけ財政赤字の対 GDP 比 3% 以下）達成のため，*EMU* 参加予定国の財政緊縮の強化が始まっていた。単一通貨の呼称を *ecu* に代えて *euro* とすること，参加国通貨とユーロとの交換比率が固定される第三段階の開始期

図 IX-7　*EMR* 構成区域

EUREGIO MAAS-RIJN

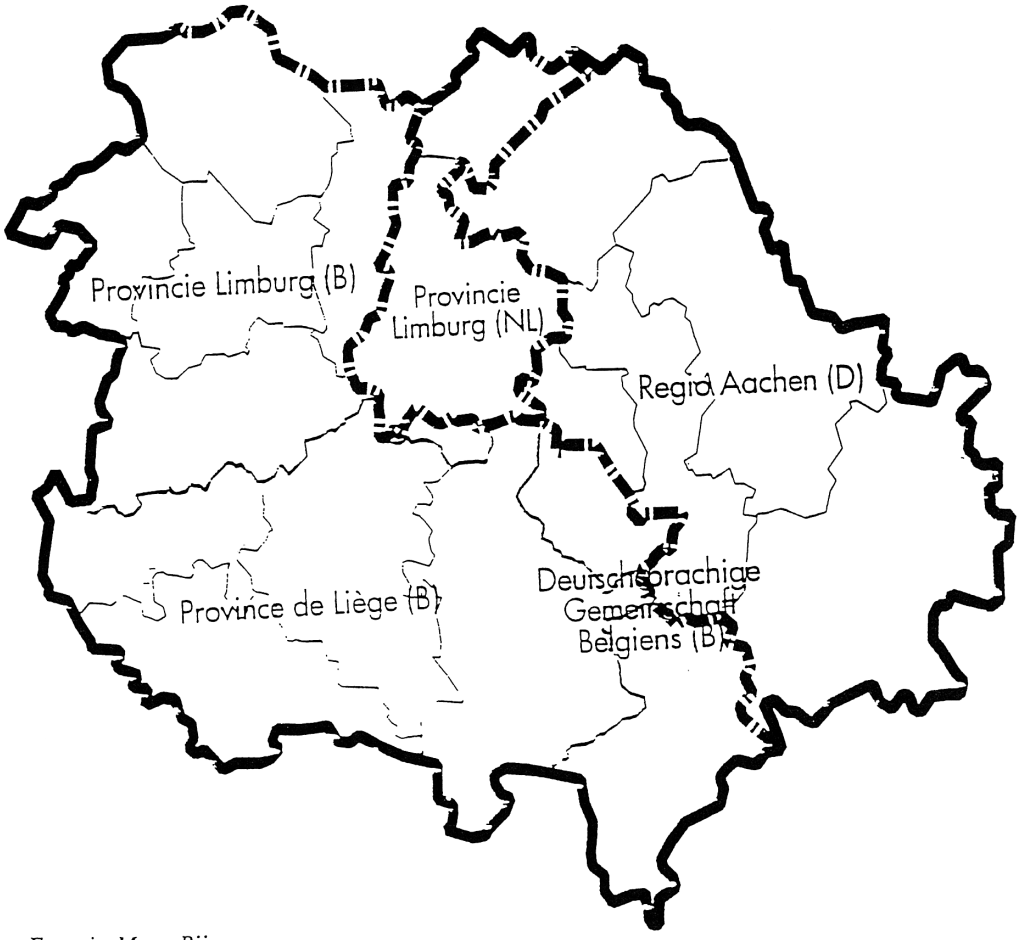

Euregio Maas-Rijn

(Inwoners: ca. 3,7 miljoen inwoners)

Provincie Limburg (NL) 730.000 inwoners
Provincie Limburg (B) 750.000 inwoners
Provincie Luik (B) 940.000 inwoners
Duitstalige Gemeenschap (B) 68.000 inwoners
Regio Aken (D) 1,2 miljoen inwoners

出所：EMR, *Jahresbericht 1993*

を 1999 年 1 月 1 日とすることを決めたのが，1995 年 12 月のマドリッド首脳会議である。国境の壁が大幅に撤去された果実の恩恵を与える前に，各加盟国の財政緊縮による景気不振を招いた EU 統合深化の強行に，程度の差はあれ EU 不信感が域内各地に広がりを見せたのも 1996 年である[1)]。このような全般的状況のなかで，*EMR* 域内もヨーロッパ統合への熱が冷める局面を迎えていた。国境地帯間の協力による国境障壁の縮小を狙い，ヨーロッパ地域開発基金（ERDF）の資金を重点的に投入する INTERREG 政策の続行を EU が決めたのは，かかる現状に直面した EU の危機意識も働いていたからであろう。

西ヨーロッパ最深部の国境地域に生まれた *EMR* が，かかる現状のもとでどのような空間政策行動をとったのかという問題関心をもって，以下検討を進める。ただその前に，これまで脇へ置いてきた *EMR* の成立・初期過程を概観しておこう[2)]。

(i) *EMR* の 20 年史

EMR の成立史は，ネーデルラントのベアトリクス王女が 1974 年にマーストリヒトを訪れたとき，「ライン，マース両河に挟まれたエウレギオ」によるいっそう密接な国境をまたぐ協力の必要を訴えたことから始まると，言われる。

まず，当時のケルン県長ハイデカー（*Heidecker*）が，当該三カ国の国境をまたぐ協力関係の組織形態について，原案を作成することになった。1975 年になるとベルギー，ネーデルラント両リュンビュルフ県の県長およびレギオ・アーヘンの代表者としてのケルン県長が 4 回会談して，エウレギオの組織と業務を決定し，1976 年ゆるやかな協力団体（lose Arbeitsgemeinschaft）として *EMR* が発足した。当初の事業の重点は文化と若者の交流に置かれ，まず国境をはさむ学校間の友好協定が結ばれた。1978 年リエージュ県が加わり，1986 年，すでに前稿（9）で検討したように，国境をまたぐ行動計画がはじめて策定された。同年，レギオ・アーヘンに越境通勤者のための相談窓口が設けられ，当初は週に一度，1980 年代末からは毎日窓口が開かれるようになった。1988 年に EC 地域開発基金からの補助金を得て，はじめての国境をまたぐ協力の先行企画が実施され，まず技術移転のための相談窓口が設けられた。

1991 年 4 月 9 日 *EMR* はネーデルラント法に基づく財団（Stichting）になり，はじめて法人格を得た。旧来の県長協議会（Gouverneurskonferenz）構成員によって財団理事会が構成されることになった。翌年 1992 年 6 月 26 日，リエージュ県の東部，ベルビエ郡（Arrondissement Verviers）の国境地帯，「ドイツ語共同体」（Deutschsprachige Gemeinschaft）[3)] が同等の地区として *EMR* に加わったため，五地区構成となった。

財団設立の直接のきっかけとなったのは，EC の INTERREG I 計画の実施であった。この計画による EC 資金をえるために，資金の受け手が法人格を持つ必要があったからでからである。国境地域政策を本格的に打ちだした EC からの強い働きかけをうけて *EMR* が法人

化したことは，以後 *EMR* の政策の基本部分が EC との政策協調のもとで実施される基調が生まれたことを物語る。これは，国境地域政策における *EMR* の政策主体としての自律性を制約する可能性が生まれたことも，意味する。INTERREG 計画への参加とともに，国境地域政策の主導権をめぐる諸政策主体間の緊張関係が新たに生まれたことは，注目に値する。

1994 年，アーヘン労働局に *EURES*（*European Employment Services*，後出）の窓口が設けられ，国境をまたぐ職業紹介にあたるようになった。

1995 年 1 月 25 日エウレギオ評議会（Euregiorat）が発足した。この評議会はいわば *EMR* 議会であり，助言機関にとどまる。とはいえ，118 人の評議員から構成される評議会設立により，当時 65 を数えた EU のエウレギオのなかで初めて住民の声を反映する機関が *EMR* に生まれたことになる。前稿まで検討した他のエウレギオと違い，*EMR* はベアトリクス王女のお声がかりにより，構成地区の首長の協議体として発足した「上からの」性格が強い。それだけに，これを「下からの」協力により相対化するため，域内各社会集団を結集する議会の性格をもつ機関の設置の必要性も強かったということであろう。

（ii）定款

以上の略史を回顧したところで，*EMR* の定款の要点を押さえておこう[4]。前々稿（8）と同じく，［ ］内の附記は筆者による補充，（ ）内の附記は筆者による注釈である。

第 1 条　当財団は *Sichting Euregio Maas-Rijn* と称する。当財団は所在地をマーストリヒト市に置く。当財団の存続期間は無期限である。

（当年次報告書のフランス語版では，*Stichting* が *Fondation* となっているが，ドイツ語版では *Stiftung* でなく，「ネーデルラント法による“Stichting”」と表記されている。おそらく *Stichting* とドイツ法の *Stiftung* との概念規定が同じでないためと推測されるが，詳細は不明である。なお，当財団の所在地は後年マーストリヒトからオイペンに移った。）

第 2 条　当財団の活動区域（het werkgebied）は以下のようである。

○ネーデルラント・リンビュルフ県の旧構造改革区域（het voormalig structureringsgebied）

○ベルギー・リンビュルフ県およびリエージュ県の区域ならびにベルギー領ドイツ語共同体の区域

○ドイツのハインスベルク，デューレン，オイスキルヘン，アーヘンの四郡およびアーヘン市の区域

（旧構造改革区域はゾイト・リンビュルフ全域とミデン・リンビュルフの一部，ルール川以南からなる。よって，リンビュルフ県南部であってリンビュルフ県全域ではない。）

第 3 条　当財団の構成員（deelnemers）は以下の通りである。

○ネーデルラントのリンビュルフ県（Provincie）
○ベルギーのリンビュルフ県（Provincie）
○リエージュ県（Province）
○レギオ・アーヘン登記社団（eingetragener Verein），ドイツ法に基づく私法人
○ベルギーのドイツ語共同体
以上の構成員はパルトナー・レギオ（Partner-regio）とも呼ばれる。

（旧構造改革区域の利益代表がリンビュルフ県であることは，ネーデルラント側区域においても政策主体と政策対象との空間的不一致があることを示す。また，ドイツ語共同体はリエージュ県の一部であり，両者間に統治権限の競合関係が生じる可能性がある。レギオ・アーヘンの利益代表は他の構成員と異なる私法人であり異質である。）

第 4 条　財団は第 2 条で定義された財団の活動区域内で以下の目的を追求する。
○国境の障害を減らす
○社会・経済的条件を改善する
○市民相互の交流の機会を創り，これを助成する
○諸機関，諸事業体，諸組織の間の協力を助成し，最広義において直接，間接にこれらに関連する一切，またそれに役立つものを［助成する］

（この目的条項は制度的・文化的国境障壁を減らすことを謳うが，地域としての一体化を図ることまで明示的に謳っているわけではないことに注意。）

第 5 条　財団の財産は以下から構成されるものとする。すなわち，第 3 条でいう構成員の納附金，補助金および寄附金，寄贈，相続および遺贈，他のすべての取得および収入。

第 6 条　理事会（bestuur）　財団の理事会は 12 名から構成される。
a 各パルトナー・レギオの行政機関の長，すなわち
○リンビュルフ県知事 *Commissaris van de Koningin in de Provincie Limburg*
○リンビュルフ県知事 *Gouverneur van de Provincie Limburg*（*Belgie*）
○リエージュ県知事 *Gouverneur de la Province Liège*
○ケルン県長 *Regierungspräsident von Köln*
○ドイツ語共同体首相 *Minister-Präsident der Exekutive der Deutschsprachigen Gemeinschaft*
b 第 3 条でいう構成員の行政府より指名される 8 名の理事。どの構成員も 2 名の理事を指名する権利をもつ。

（合計 13 名となるので人数が合わない。おそらくドイツ語共同体加盟前の，四構成地区の首長 4 名，各行政府が 2 名指名する理事 8 名，合わせて 12 名という原始定款の規定が改訂されないまま残ったのであろう。）

第 7 条　第 6 条 a 項により任命された理事が，理事会により規定される順番にしたがい 2

年ごとに当財団理事長としての任にあたる。後略

第 10 条　理事会は当財団の統治機関としての責務を負い，そのために最大限の権限を有する。

第 11 条　当財団は内外に対して理事長により専決的に代表される。場合によっては，理事長代理が代表する。

以上の抄録から，理事会がきわめて強い権限を持つことがわかる。理事長を五構成地区首長が輪番で務めることを考えると，*EMR* が「上からの地域統合」であることは否みがたい。

（iii）理事会の業務

定款でみたように，*EMR* 財団では理事会が決定機関なので，*EMR* の年間事業を集約する 2006 年の理事会業務をまず概観する[5]。

この年には，ネーデルラント・リンビュルフ県知事 *B. J. M. Baron van Voorst tot Voorst* に代わり，ベルギー・リンビュルフ県知事 *H. Houben-Bertrand* が理事長に就任した。理事会はハセルト，リエージュ，アーヘン，オイペンを巡回しながら 4 回会議を開き，15 の決議を行った。そのうち定常業務と組織改善を除く政策業務にかかる決議は，以下の 6 であった。

① INTERREG II の企画運営にラインラント・パルツ州の参加の承認[6]
② *EMR* 創設 20 周年記念事業の実施
③ INTERREG II の企画提案の検討と決議
④ *EMR* のメディアセンター *Euregio Media* をオイペンに設立するための検討と決議
⑤ *EMR* 域内の産業博物館の統合の促進
⑥ 新しい *EURES* 協定の署名

（iv）評議会

1994 年 5 月 25 日，理事会（Vorstand）は評議会（Euregiorat）の設置を決議した[7]。*EMR* 財団の定款は理事会に全権を与えているので，評議会は助言を行うにとどまる。『年次報告書』の記述にしたがえば，評議会の目的は私法人である *EMR* に，ネーデルラント，ベルギー，ドイツ三国間の条約に基づく公法団体の資格を得せしめることにあり，この目的が達成されるまで，評議会は助言機関にとどまる。

1995 年 1 月 25 日評議会総会が開かれ，118 名の評議員が確定した。75 名は政党から，43 名は各種社会団体から選出された。地域配分も人口に比例して行われ，アーヘン 36 名，リエージュ 28 名，リンビュルフ（B）23 名，リンビュルフ（NL）22 名，ドイツ語共同体 9 名という配分であった。

1995 年 11 月 13 日，定款と業務規程が承認され，1996 年 6 月 26 日，評議員の互選により議長（ネーデルラント人，Ger Kockelkorn）が選出された。常任委員会は *EMR* 五加盟区域が選出する各 2 名，計 10 名から構成される。118 名の評議員のうち 75 名の政治家枠の政党配分は，ヨーロッパ国民党（EVP: Europäische Volkspartei = 中道右派）26 名，社会民主党 25 名，自由党 15 名，緑の党 6 名，その他 3 名，非政治的社会組織 43 名であった。

評議会の任務として以下二つが掲げられた。①評議会は五加盟区域間の国境をまたぐ協力を助成し，情報と経験の相互交換を保証し，その際主導的役割を果たす。② a）評議会はエウレギオの地域間協力のあり方に助言を与える。b）具体的には，*α*）財政，*β*）エウレギオの事業と企画，*γ*）財団と各構成区域からの提案と申請，以上三つに関して，理事会，基礎自治体議会，広域自治体議会，国会，欧州議会に対する助言を与える。c）理事会の承認を得て評議会会則の変更にかかる決定を行う，d）業務規程の変更にかかる決定を行う。

評議会は少なくとも年に 2 回，議長により召集され，全構成員の少なくとも 4 分の 1，または 1 加盟区域の全構成員の要求があるときは，議長は評議会を招集する。評議会は 2 年任期の常任委員会（Präsidium）を選出する。常任委員会は日常業務を行い，評議会の利益を代表する行動をとる。常任委員会は委員長と 10 名の副委員長からなり，前述のように地域および社会・政治団体の均衡が考慮される。

以上から，評議会の役割が情報交換と助言に重点がおかれ，前者では域内での多面的な情報交換で主導的役割を果たすことが，後者では域内外，各次元の議会に働きかける政治的機能が，それぞれ期待されていることがわかる。会則変更にも理事会の承認を必要とするほど評議会の地位は理事会より低い。議決機関でなく助言機関にとどまる評議会を，やがて実現されるべき「エウレギオ議会」の萌芽とみなすことは先走りにすぎよう。とはいえ，私法団体の *EMR* が，三国条約に基づく公法団体への転化を目ざしていることは『年次報告書』が明記しているところである。総じて公法団体は管轄区域に対して一定の行政権を行使する公権力機関であるから，おのずからその管轄区域が法的効力を持つ境界線によって囲まれる一円空間，すなわち領域空間の性質を帯びるにいたることは避けがたい。すなわち，*EMR* の公法団体化は国境をまたぐ一つの自治体の形成の可能性が生まれることを意味する。この可能性を認識したうえでなお，五当事国が *EMR* の公法団体化を狙う理由はなにか。

これまで検討対象にした他のエウレギオの主体性が基礎自治体に基づく（「下からの地域間協力」）のに対して，*EMR* の主体性が各構成区域の属する国家に基づく（「上からの地域間協力」）ことを考えると，これはすぐに理解できない政策論理である。たしかに，国境の意義の極小化を目指す EU の利益関心には適うであろうが，自国領域の一部を隣国との共同統治地区とすることが国の利益関心にどれほど適うものなのか，との疑問を抑えることができないからである。

（v）*EMR* 財団の政策主体性

以上，*EMR* 財団の理事会と評議会の組織，機能を検討したところで，*EMR* 財団がどのような意味で，またどの程度まで，政策主体たりうるかが問いなおされる。そもそも *EMR* 五構成区域の一体性が問われる前に，政策意志決定機関としての財団統治機関の一体性が問われるのだ。*EMR* を構成する五行政区域は，それぞれ *NRW*（Regio Aachen），*Région Wallonne*（Province Liège, Deutschsprachige Gemeinschaft），*Vlaams Gewest*（Provincie［B］Limburg），*Koninkrijk der Nederlanden*（Provincie［NL］Limburg）という統治権を具える国に属する。ネーデルラントを除けば，ドイツもベルギーも連邦国家である。連邦制のもとで総じて部分国家は上位の全体国家（連邦）に対して分権制を強く主張するものだが，逆に下位の自域内の自治体に対してはそれだけ強く集権制をもって臨むのがつねである。この二面性を軽視してはならない。もとより単一国家ネーデルラントは集権制である。したがって，いずれも集権国家である四か国が，国境をまたぐ一つの公法空間の創出を一致して是認するとしたら，それはどのような政策意志によるものなのか，また，それぞれ国によって任命される官僚としての県長が，*EMR* 空間形成という重大な政策課題に対してどれほど裁量権を与えられているのか，という問いがここで生ずるのである。

さらにまた，漸移帯によって囲まれた非領域空間としての地域と，制度的境界線により輪郭を与えられた領域空間としての地域と，地域の二重性もここで浮きあがる。前者の意味における事実上の地域の形成を *EMR* が目指していることは，1993 年『年次報告書』の序章の次のような記述を読むかぎりほぼ疑いを入れない。「*EMR* の最も重要な目的の一つ（een belangrijk doel, ein vorrangiges Ziel, un but essentiel）は，われらの国境地帯の一体性（de saamhorigheid, die Zusammengehörigkeit, l'interdépendance des constituants）を明らかにし，とりわけ，行政，経済，文化，教育，公共基盤の分野をヨーロッパ次元で考えることの必要性を住民に自覚させ，*EMR* 内の諸機関，企業，組織の間の協力を強化することにある。」ここで「目的」の冠詞が不定冠詞であり，よって「唯一の」または「至上の」の含意ではないことが眼にとまる。さらに，*EMR* 住民の「一体性」を強めることがけっして排他的なものでなく，よって EU 次元の統合の枠組みと矛盾するものではないという含意も窺われる。一見，*EMR* の地域形成を謳いあげながら，その叙述がきわめて慎重になされていることが判る。

（vi）社会・経済的事業

以上，*EMR* の統治機関である理事会および評議会の組織と機能を検討したので，*EMR* の実際の事業内容をこれから検討する。*EMR* の事業は，*EMR* 独自の事業および EU との共同事業 INTERREG 企画に分けられる。前者も，各部会による催事形態の事業と，*EURES* と連携した越境者相談窓口などの定常業務とに分けられる。部会催事については，

『年次報告書』が社会・経済面と社会・文化面とに二分して年間事業を報告している。そこで以下，社会・経済的事業から順を追って内容を検討してゆこう。

社会・経済面では七部会（Arbeitsgruppe）の年間事業報告がある[8]。これを一覧表にまとめると，表 IX-12 のようになる。七部会 19 企画は三つの群に大別できよう。まず，国境障壁を低め，国境地域の地続き効果を強めることを狙ったもの，次いで，*EMR* 域内の地域的一体性を強めることを直接狙ったもの，最後に両者の中間形態，この三つである。第一の典型例は公共安全・秩序部会の 7，9，10 にみられる制度国境を越える試みである。7 の警察官ゼミナールを共催した *NEBEDEAG POL*（正確な名称は不詳）も三国警察協力組織と推定されるし，9「エウレギオ消防会議」の参加団体，「ベルギー王国消防連合」（KBBF: Koninklijke Bergische Brandweer Federatie），「ドイツ消防助成連合（VFDF: Vereinigung zur Förderung des Deutschen Brandschutzes）」，「［ネーデルラント］地域消防長官連盟（CCRB: College Commandanten Regionale Brandweer）」はいずれも全国団体であり，三国間協力の枠組みのもとで *EMR* 五区域間協力を目指すものであっただろう。10 も言語障壁よる分断効果を弱める試みである。これらはいずれも国家間協力の枠組みのもとでの国境地帯間協力で，それがただちに地域的一体性を強める効果を生むとはかぎらない。

「保健部会」の「エウレギオ看護会議」にかかわって，*EMR* 保険制度についても『年次報告書』は触れている。これによると，*EMR* には各国健康保険組合の協力組織があるという。これに加わっているのは *CZ Groep*（正式名称不詳），*Christlijke Multualiteit*（*CM*）*Limburg, Christliche Krankenkasse*（*CKK*）*Verviers, Allgemeine Ortskrankenkasse*（*AOK*）*Rheinland* である。これらの組織は被保険者のために共同相談窓口を設けており，一時的・長期的外国滞在者や越境通勤者のための保険ガイドブックもできていた。1997 年に，国境を越える治療に医療保険を適用する先行企画が *EMR* 内で予定されていたという。ここで注意されるべきは，健康保険制度における国境障壁の縮小ないし除去は，*EMR* を超える広域次元での制度調整を前提とするのであり，よってこれが域内住民の *EMR* 帰属意識を強める方向に作用するとはかぎらないことである。

第二の典型例は，環境部会の 13〜17 のうち 14 を除く 4 企画，いずれも *EMR* 空間の歴史的・地理的特性と直接結びついた政策行動である。なかでも 16 の「エウレギオ　自然会議」は，マース河流域（ライン河流域ではない！）の住民としての共属意識を強めることを狙った政策行動として，注目に値する。また，17 の「廃棄物作業集会」にかかる報告も興味深い。この分野では「国境を挟む争い」（Grenzwiderstände）を速やかに解決できるとはだれも思っていないが，この作業集会はエウレギオ域内の廃棄物経済に向かう一歩となったと，自己評価をくだしているからである。廃棄物処理問題が国境による分断効果を強める働きをしている現実を直視したうえで，国境を挟む政策協調によってこの問題を解決し，「廃棄物経済圏」（Abfallwirtschaftsraum）を目ざす政策行動は，地域形成を促す効果を生むであろ

表 IX-12　社会・経済分野年間事業

経済部会	
1 就業統計データ	NL・CBS に就業・職業統計の各国比較を可能にする方式を委嘱
2 機会取引所	域内企業が協力先をみつけるためのメッセをハセルトで開催
3 高フェン・アイフェル自然公園のための農業・環境技術上の行動計画	農業・環境の観点からビオトープ保存のため助言活動
4 Battice-Herve 農業メッセ	1937 年から続く種畜（豚・馬・羊）品評会を EMR 農民向けに開催
技術移転部会	
5 ミクロシステム技術	中小企業におけるミクロ技術利用可能性についてのアンケート
6 INTERREG II	INTERREG II 企画案作成
公共安全・秩序部会	
7 警察官ゼミナール	NEBEDEAG POL の協力で域内警察官のためのゼミナール
8 エウレギオ自転車旅行	域内警察官の自転車団体旅行
9 エウレギオ消防会議	KBBF（B), VFDF（D), CCRB（NL）各国消防連合の会議開催
10 多言語用語集	消防，救急，危険物取扱用語一覧（仏，独，蘭，英）の作成配布
観光部会	
11 自転車観光会議 Velodialog	国境を越える自転車旅行の開発研究の委託，Hengelhoef 会議で成果発表
12 観光手引書	各観光協会窓口用に域内観光資源の基本情報手引書作成の準備
環境部会	
13 マーストリヒト環境集会	炭鉱跡地の再利用を目ざす第五回マーストリヒト環境集会
14 環境測定所	域内環境汚染測定所一覧と測定値換算表の作成
15 自然公園専門案内人会議	高フェン・アイフェル自然公園案内人向けの研修ゼミナール
16 エウレギオ自然集会	EMR 住民を「マース河」観念に結集するための集会
17 廃棄物作業集会	廃棄物処理・再利用の方法開発のための第二回作業集会（Ovifat）
保健部会	
18 エウレギオ看護集会	看護学校代表者の研究集会，授業計画の相互通知と調整
構造政策委員会	
19 域内近距離公共交通機関にかかる INTERREG「エウレギオ時刻表」企画，域内 8 交通機関による MHAL 地域のバスと鉄道を網羅する時刻表の編纂	

う。

「観光部会」の 2 企画，11，12 に「公共安全・秩序部会」の 8 を加えたものも，*EMR* の地域性と直結している。「構造政策運営委員会」（これにかぎり *Arbeitsgruppe* でなく *Len-*

表 IX-13　社会・経済分野年間事業

分野	支出額	比率
環境	82416	17.9
観光	64045	13.9
公共秩序・安全	73113	15.9
経済	198360	43.2
健康	41735	9.1
構造政策	0	0
広報	0	0
（事務局経費）	50000	
合　　計	459669	100.0%

注：(1) 支出額の単位は Hfl（ヒュルデン）。
　　(2) 事務局経費は合計に算入しない。
出所：EMR, *Jahresbericht 1996*, 57 ページ。

kungsgruppe）の，*MHAL* 地域の近距離公共交通機関（ÖPV）網整備企画も，*EMR* に向心力を及ぼし，地域形成を促す作用を働くであろう。

以上の事業に要した費用を一覧すると，表 IX-13 のようになる。支出額は Hfl 表示なのでユーロ単位に換算すると約 21 万ユーロになる[9]。経済部会の比率が 43% と際立って高いことが，後出の INTERREG 企画と対照的に異なる点である。

（vii）社会・文化的事業

社会・文化面では五部会の年間事業報告がある[10]。これを一覧表にまとめると，表 IX-14 のようになる。五部会 31 企画は，社会・経済分野と同じく，三つに群別できる。一つは，日常生活次元で国境を越える交流を図り，もって国境障壁を低めることを狙ったもので，芸術・文化部会，若者部会，スポーツ部会の催事の大部分がこれに属する。これに対するのが，*EMR* の地域特性と直接結びついた事業で，地域的一体性を強める効果を狙ったものとして，5，13，20，22，25，31 が挙げられる。その他は中間形態である[11]。

以上の活動に要した費用を一覧すると，表 IX-15 のようになる。Hfl604789 をユーロ単位に換算すると約 27 万ユーロになり，社会・経済分野の費用を上回る。しかも「芸術・文化部会」の比率が 47% とほぼ半分を占め，社会・経済分野での「経済部会」の高比率と対をなしている。両分野の総費用に対して「芸術・文化部会」が 26.6%，「経済部会」が 18.6% を占め，この両部会だけで 45.2% とほぼ半分を占める。*EMR* の催事形態をとる年間事業では，芸術・文化と経済の両分野に重点が置かれていたとみることができる。

表 IX-14　社会・文化分野年間事業

芸術・文化部会	
1 演劇祝祭	EMR20 周年記念劇を域内各地で公演
2 映像による人々の回顧	映画百周年展覧会をリエージュで開催
3 国際ビデオ祝祭	職業・アマチュア製作者によるビデオ競演をリエージュで開催
4 第六回国際ジャズ祝祭	リエージュで開催
5 繊維の路（Textilroute）	繊維を主題とする国際展覧会をリンビュルフ（B）各地で開催
6 第四回東ベルギー祝祭	日本からの参加も含む 12 コンサートを各地で開催
7 国々と人々	舞踊公演，ファッションショウ等をレギオ・アーヘン各地で開催
8 音楽と舞踊	モペレッタ（現代オペレッタ）をシタルトで，オルガンコンサートをハインスベルク，トンヘレ他で開催
若者部会	
9 若者たちの諸活動	若者向けの多彩な催しをトンヘレ，ベーリンゲンで開催，覚醒剤にかかるラジオプログラム（On the air）の放送
10 エウレギオの子どもたちの休暇	休暇旅行に行けぬ子どもたちのための企画をマーストリヒト，オイペン，エシュバイラで実施
11 エウレギオの少女たちの週末	少女たちの交流会を Eckelrade で開催
12 若者キャンプ	域内 50 人の若者たちに相互理解の機会を提供
13 水上のエウレギオ	若者たちが船上生活を共にしながら域内河川を巡航
スポーツ部会	
14 精神障碍者のためのエウレギオ-スポーツと遊戯の日	Wegberg で開催
15 エウレギオ水上スポーツ	ヘンクで開催
16 エウレギオ・ハンドボール競技会	ドイツ語共同体で開催
17 エウレギオ自然への挑戦	ザイル下降，登攀，オリエンテイション他
18 バレーボール競技会	域内各地の生徒たちが参加して Beyne-Heusay で開催
19 多種スポーツの日	ビセで開催
20 自転車旅行者のための旅行	Blegny で 72.5 km の団体自転車旅行
学校・教育部会	
21 Reuland 城でのエウレギオ学校	見習い（Azubi）と教師のための会合
22 エウレギオ・シンポジウム地理学者たちの交流	地域・都市計画シンポジウムをマーストリヒトで開催
23 国際フットボール競技会	中学・高校生代表も参加してリエージュで開催
24 語学教師のためのエウレギオ初会合	語学教師の情報・意見・教材交換をオイペンで開催
25 教師の研修「エウレギオにおけるナチズム」	Hollerath で歴史教師がナチス時代のドイツ・ベルギー国境地帯の状況について討議，実地検分
26 学校めぐり（School-hopping）	国境を挟む学校間の教師交換制度。先行企画として協力校間で看護師見習いのための交換授業を実施
27 ヨーロッパ言語祭典	見習いのための諸国語祭りをマーストリヒトで開催
一般・職業再教育部会	
28 エウレギオ交流会	経済界と教育界との対話をハセルトで開催
29 専門知識助成と柔軟な生産自動化のための交流	柔軟な生産自動化分野での教育にかかる域内企業，教育機関，行政当局の交流をリンビュルフ技術センターで開催
30 エラスムス週間	域内看護師見習いの交流計画
31 エウレギオのホテル事情・観光のための会合	リエージュで開催

表 IX-15　社会・文化分野年間事業

分野	支出額	比率
スポーツ	95438	15.8
芸術・文化	282640	46.7
若者	47479	7.9
学校・教育	95553	15.8
職業・生涯教育	83679	13.8
（事務局経費）	50000	
合　　計	604789	100.0

注：表 IX-13 に同じ。
出所：EMR, *Jahresbericht 1966*, 69 ページ。

（viii）*Euregio-Media*

EMR の共同通信社の設立も，域内一体化を強める動きとして注目される[12]。1993 年初にアーヘンで，“Hallo Europa―Bonjour l'Europe”という共同放送が企画されたものの[13]，全域にかかる情報の提供はきわめて不十分であったとして，域内五公共放送局，*WDR Studio Aachen, BRF Eupen, BRTN Radio 2 Hasselt, RTBF Liège, Omroup Limburg Maastricht* が 1995 年秋に域内共同通信社の設立を決定した。1996 年初に INTERREG 企画として補助金申請が提出され，これが 1996 年 6 月に *EMR* 運営委員会で承認されて，エウレギオのメディア・センターとしての *Euregio-Media* の設立準備が動き出した。企画責任を *EMR* が引きうけ，五放送局が協力して，企画業務をオイペンの *BRF* が担当し，新設通信社は *BRF* 内に置かれることになった。*EMR* の五構成区域の代表者による監査役会が運営管理にあたり，五放送局の代表者からなる編集評議会が編集管理にあたることになった。有効期間は 3 年，この間 763000ECU を INTERREG 補助金から得て，さらにこの額の 30% を *EMR* が，20% を五放送局が協調負担することになった。試験業務の開始は 1997 年初に予定された。五放送局は報道・解説プログラムからエウレギオ次元の意義を持つ情報を毎日 *Euregio-Media* に送り，後者がこれを編集し，独・仏・蘭語に翻訳して各放送局に送信するという仕組みであった。

エウレギオ・メディアの創設は，域内情報交換制度の改善を通して *EMR* の地域的一体化を目ざす，協調行動の新しいかたちとして評価できよう。

（ix）越境者相談所（Grenzübergangsstelle der *EMR*）

新設のエウレギオ・メディアのほかにも *EMR* の定常的活動機関として，越境者相談所が挙げられる[14]。当所の目的は，越境者の質問，問題に対して個別事情に即した助言を行い，広く張り巡らされた情報・助言網の結び目（「円卓）*Runder Tisch*）として機能することに

あるという。当所は *EMR* の労働市場政策の実施の現場となっている。これが必要となった背景は，第一に地域で異なる賃銀水準と労働市場条件の隔差のもとで越境通勤者が増大したこと，第二に，不動産価格の地域隔差により国境をまたいだ都市・周辺関係が生まれ，隣国に居住する事例が増大する一方だからである。とくにアーヘンとマーストリヒトおよび両市周辺にこの事情が目立った。これが労働市場の絡みあいを生み，そのため国境を越える情報の不足が問題となってきた。当所は，多くの公的機関や民間団体と提携しながら行われ，また，*EURES* により支援される。

1995 年末に定常的情報交換と継続的協力関係を維持するために，当所はすべての関連機関を一つの卓に就けることに成功した。この「円卓」により越境者の諸問題にそれぞれ応じる作業部会が設置された。「円卓」は当所が組織上および業務上の責任を負う開かれた制度で，商工会議所の *Euro-Info-Center*，国境をまたぐ消費者相談所，健康保険組合，判事・公証人・弁護士連盟，*SKSM/Caritas*（正式名称不詳）の移住相談所，消費者協同組合連合（VdK），ドイツ労働組合連盟，*IGR* などの労働組合組織，*EURES* 網の各種相談所，民間の越境者連盟が参加している。

当所の中心企画として，1996 年に越境者のための情報資料の改訂と刊行準備が始まり，この作業は 1997 年にも続く。このほか失業保険にかかる新しいパンフレットを刊行し，1997 年には『健康保険』，『税金』，『道しるべ（Wegweiser）』を刊行の予定であった。個人的相談の件数は，1995 年に 1300 件にのぼった。当所の長期目標は，苦情処理と助言提供との関係を後者に重点を移すことにあり，事実その傾向が出はじめていたという。

1996 年に越境者のための「ドイツ・ネーデルラント間年金相談会」が三回開かれ，国境をまたぐ年金問題に対して専門家が無料相談にあたった。

当所は紙媒体や放送を通して広報活動も行い，域内のヨーロッパ議会議員との定常的接触も続けている。1996 年秋に当所，ヨーロッパ議会苦情処理委員会，国境地域自治体首長の会合が開かれ，域内の移住者と越境通勤者の諸問題の政治による解決方法が議論された。

このような諸活動の積みかさねにも拘わらず，越境者の置かれた現状の改善にはヨーロッパ次元の立法の調整が必須であり，これには時間がかかるので越境者の不満は今後とも続くであろうと，『年次報告書』は楽観を戒めている。

ここで，当時のドイツ・ネーデルラント国境における越境者事情（移住者と越境通勤者）を概観しておこう[15)]。ヤンセンは，国境地帯の高学歴者へのアンケート結果に基づき，ドイツ・ネーデルラント国境地帯の住民の国境を越える移動がきわめて少なかったという。隣国への移住者は 1%，越境通勤者は 0.5% にとどまった。また，ネーデルラント人の 5% 以上，ドイツ人の 3% が両国以外に住み，多い順にアメリカ，イギリス，フランス等であった。ネーデルラント人もドイツ人も互いに隣国にゆくより，第三国にゆくのであり，両国間の労働市場は体をなしていなかった。また，自国内の地理上の距離は近くの国境よりはるかに低い

障害だったと，ヤンセンはいう。それでは，移動を妨げる越境障害は具体的にどのようなものだったのか。

これに関しても，ヤンセンが 1997 年に行ったアンケートの興味深い結果を報告している。これは，ドイツ・ネーデルラント国境地帯の五エウレギオで 1982/83 年に大学入学資格を取り，1997 年時点で 30 歳代前半の年齢帯に達した高学歴者（大学入学資格取得者）に対するアンケート（調査対象 5600 人，回答者ドイツ人 1152 人，ネーデルラント人 1051 人，合計 2203 人，回答率 39.3%）である。これによると，隣国の労働市場情報を得にくいことが，国境をまたぐ労働市場の発展の最大の障害であり，しかも，隣国に移住した者の方がこの障害をより重くみていることが判った。

ドイツ人，ネーデルラント人の認識の相違が目立つのが，学歴・職業資格の認定および課税・社会保障の相違の二つの障害である。前者について，3 分の 1 のネーデルラント人がこれを障害として挙げるのに対して，ドイツ人は 10% にとどまった。公共労働機関の専門家からも，経験上，ドイツ人経営者にネーデルラント人被傭者の資格認定をさせることが，逆よりはるかに難しいとのインタビュウ回答を得ているという。後者について，これを障害とするネーデルラント人（ドイツ生活体験をもたない）が，ドイツ人（ネーデルラント生活体験をもたない）の 2 倍に上り，それぞれ隣国生活体験をもつ者においては，この差は 4 倍に開いた。

以上とは逆の対照をなすのが，相互の偏見の評価である。総じて 17% がこれを障害としているが，ネーデルラント生活体験を有するドイツ人の 40% がこれを大きな障害とするのに対して，同じ認識を持つネーデルラント人は 20% 以下である。ネーデルラント人にとり，言語障害を含めた 5 障害のうち，最下位に置かれるのがこの心理的障害である。とはいえ，両側とも 10% がこれを最大の問題とし，しかも他とは比較できない問題としているという。戦後 50 年経ってなお，ネーデルラント人のドイツ人に対するわだかまりが残っていたことは，二次大戦の負の歴史遺産の克服が西ヨーロッパ内においても容易でないことを，あらためて印象づける[16]。

（x）*EURES*

『年次報告書』の *EURES* にかかる報告を検討する前に，*EURES* の概要を押さえておこう[17]。*EURES*（European Employment Services）は EEA 次元で EU 委員会を中心に各国公共労働機関（2005 年時点で約 5000 の地区労働局），労働組合，経営者団体，自治体，会議所等諸関係団体が協力する雇用サービス網で，とくに国境地帯における労働市場の流動性を高めるため，移住民や越境勤労者に情報，助言，職業紹介を行う。個人的相談にあたる「ヨーロッパ相談員」は，各国労働行政機関に所属し，専門教育を受けた有資格者である。

1990 年代の *EURES* の現状について，ドイツ連邦共和国労働・社会問題省の官僚でヨー

ロッパ委員会第五総局（雇用・産業関係・社会問題担当，*EURES* を管掌）に勤務した *Marchand* が，1998 年 7 月時点での状況を紹介している[18]。

かれによれば，*EURES* サービスは当時 EEA 域内 18 国境地域で，地元の公共労働機関，労働組合，経営者団体，さらに労働市場分野で情報と助言を提供し職業訓練を行うことができる諸組織との協力をもって行われていた。実際の業務は主に「ヨーロッパ相談員」（Euro-adviser）によって担われ，その数は約 500 名にのぼり，そのうち約 100 名が国境地帯で活動していた。*EURES* 網はとりわけ現地（on the ground）の情報と意識の改善により，法的，経済的，社会的障害の除去を援けることを目ざすもので，なにか新しい機関（institution）を創りだすことではなく，既存の諸機関を一つにまとめ，援けることを旨としたという。*EURES* は機関でなく網であり，しかも現地主義に徹しようとしていたことが判る。当然に地元諸機関，諸組織との協力のあり方も一様ではないだろう。1998 年当時，EU 委員会はネーデルラントおよびドイツの公共労働機関当局と，国境地域における求人情報の自動的交換の問題に関して交渉中であったという。

ここで注目されるのは，*Marchand* が冒頭で，*EURES* はとりわけ大学およびこれに相当する高等教育機関との協力を期待していると強調していることである。しかも，被傭者の流動性の調査・研究において大学の助力を頼りにしているだけでなく，EU 域内の人の移動の自由化の効果が最も表れやすいはずの高学歴者層に直接情報を提供したいがためであると，かれは率直に述べている。1993 年初に実現した EU 域内市場自由化を，まずは高学歴者層の流動性を高めるために活用することが *EURES* 創設の目的の一つであったようである。これから窺われるのは，失業問題の深刻化がヨーロッパ外への頭脳流出を促すことへの，EU 当局の危機意識である。

Marchand によれば，当時 *EURES* の長期的課題はサービスの質の改善にあったが，短期的な課題にも直面していた。この点でも，*EURES Crossborder partnership* が先行しており，*EMR partnership*（IGA II と呼ばれた）を含む五 *partnership* による *EURES* サービスの効率性を高める仕組みがすでにできあがっていたという。

それでは，*EMR* は *EURES* をどのように受けとめていたか。ここで『年次報告』の記述の検討に移る[19]。これによれば，*EURES* の枠組みで，*EMR* における国境をまたぐ行動を強化するためのベルギー，ネーデルラント，ドイツ三国間条約（有効期間 3 年）に基づき，*EMR, VDAB, BBA Limburg, FOREM*（後の三団体の正式名称不詳），エウレギオ苦情処理所，地域間労働組合評議会，エウレギオ経営者財団が 1966 年 6 月 11 日に「国境地域における *EURES* にかかる長期大綱協定，すなわち *EMR* における *IGA II*」に署名をした。同じく 3 年期限のこの協定の目的は，二国間，三国間の協力の推進にあった。

国境をまたぐ *EURES* の決定機関は運営委員会で，これは各種労働行政機関，*IGR, SWE*（両団体の正式名称不詳），エウレギオ苦情処理所，*EMR*，EU 委員会の代表者から成る。

年に少なくとも 3 回，ヨーロッパ委員会の「ヨーロッパ調整局」（Europäisches Koordinationsbüro）の議長のもとで会合する。日常業務を委託されている「企画管理委員会」と課題別の諸委員会が設けられ，その行動計画は毎年運営委員会によって細かく規定されたうえで承認される。この枠組みのなかで，専門家である「ヨーロッパ相談員」が住民とたえず接触を図る仕組みであった。

EMR の *IG II* 計画実施のために，1996 年に EU から 465000ECU の資金補助があり，協定当事者も同額の負担を義務づけられた。「ヨーロッパ相談員」は 1996 年に 15000 件以上の相談を受けつけた。相談内容は *EMR* 域内における求職と求人が最も多く，国境地域における生活・労働条件の問い合わせがこれに次いだという。

「ヨーロッパ相談員」の活動のほか，協定参加組織は以下のような二国間および多国間企画を実施した。それは，相談員の専門性を高めるための研修，当局間の調整，需要にかなう情報システムの整備，ゼミナールや専門メッセの開催，求職者の教育・再教育企画の実施である。

以上の解説を，『年次報告書』は「*EURES* はまことに重要な社会的目標とみなされるべきであり，とりわけ *EMR* 360 万人の住民のためにあるものなのだ。」ということばで結んでいる。アーヘンとマーストリヒトを二大中心地とする中心・周辺構造の形成により，*EMR* 内部における通勤圏と職住分離が国境を越えて広がる現実を踏まえて，越境者相談所と「ヨーロッパ相談員」とが補完しあいながら労働市場の流動性を高める努力の継続は，*EMR* の地域的一体性を強める労働市場政策としてそれなりの効果を生むことが期待される。

（xi）INTERREG I

ここで，INTERREG I の分析に移る。ここで利用する資料は，1991 年刊行の当初計画報告書[20] と 1996 年刊行の実績報告書[21] である。1987 年 7 月に発効した「単一ヨーロッパ議定書」を受けて 1988 年に改革された構造基金，とくに *ERDF*（ヨーロッパ地域開発基金）を原資とする INTERREG は，1991～1993 年を所定期間とした。しかし，この期間を超えて事業が続いた企画も少なくなく，*EMR* で最終決算が出たのが 1996 年である。そのときはすでに第二期（1994～1999 年）が進行中であり，また当年に第二期の応募が締め切られた。よって，1996 年に第一期の実績報告書が出たばかりでなく，それまでに実施に移された企画の中間報告（進捗率 52%））も行われている。しかし，本稿では INTERREG I の分析に限定する。

ところで，INTERREG は *Community Initiatives*（共同体イニシャチブ）と呼ばれる。これはかなり屈折した概念[22] で，国境地帯を管轄する国および自治体の主導性を優先する建前をとりながら，実際には EC/EU が主導権を握る制度である。これは INTERREG 企画の実施のやり方をみれば明らかである。二国間，三国間国境地帯にかかる企画は当該区域の決

定機関があたる。*EMR* 全域にかかる企画には *EMR* 事務局がこれにあたる。実際には *EMR* 理事会が運営委員会と協議し，後者は EC/EU，中央政府または地域政府の経済担当部局，県長，*EMR* の経済作業部会，以上のそれぞれの代表または代理から成る。域内全域に二国間・三国間企画のための連絡窓口が設けられ，これによって各企画の現状が *EMR* 事務局に報告され，これはまた，運営委員会を通して県長会議に報告され，ここでの決定に基づき EC/EU 委員会への報告，会計報告がなされる仕組みであった[23]。

INTERREG 企画を七分野に分けたのは，ベネルクス三国・ドイツ当局間の協議の結果による。すなわち，I ネットワーク形成，情報交換，通信，II 交通，輸送，構造基盤，III 保養と観光，IV 研修と労働市場，V 環境，VI 技術移転と技術革新，VII 調査と企画管理，以上である。

EMR 域内で *ERDF* の対象となる区域は表 IX-16 に示される。ベルギー・ネーデルラント国境地帯の大部分が目標 2（鉱工業衰退区域の産業転換の助成）か目標 5b（農村区域の発展助成）の対象になっているのに対して，ドイツ・ネーデルラント国境地帯の大部分が対象から外れているのが目立つ。最高次元の中心性を具えるアーヘン市の存在が大きい。

ここで INTERREG I 企画の費用負担配分を計画値と実績値で一覧表に示すと，表 IX-17 および表 IX-18 のようになる。両表を比較して気づくのは，総費用が 57.5% も増大していることである。分野別にみると環境分野が 128.4% と突出して増大しており，実に総費用増分の 83.2% が環境分野の増分によるものである。しかも，両表とも EC/EU の相対的負担比率が最も低いのが環境分野であるばかりか，これが 1991 年から 1996 年までに 44.9% から 21.1% へ半減しているので，EC/EU 負担率と協調負担率との差は 10.2 ポイントから 57.8 ポイントに開いている。以上から，INTERREG I を特徴づけるのは，環境分野の費用負担における EC/EU と国・現地自治体との関係の特異性である。そこで，この分野の実績値に焦点をあてて，以下立ちいって検討を加えることにしよう。

表 IX-18 で，INTERREG 企画実施の事務費用にかかる「調査・企画管理」を除くと，実際の事業分野は六である。そのなかで企画数がもっとも多いのが I「ネットワーク形成」と III「観光・保養」である。ところが総費用をみると，V「環境」が 54% と際立って高い比率を占める。V の 1 企画あたり費用は 1836563ECU であり，V と VII とを除く五分野の 1 企画あたり平均 335210ECU の 5.5 倍に達する（ただし，認可を受けた 20 企画のうち実施されたのは 17 企画）。しかも，INTERREG の負担率は 21.1% で，平均の 31.9% を大きく下回っており，逆に地元の協調負担率が 78.9% と際立って高い。

以上から，INTERREG 企画に関するかぎり *EMR* の政策重点が環境分野に置かれていることが明らかである。それだけでなく，環境分野にかかる政策関心において，*EMR* と EU の間にずれが認められる。たしかに EU は拠出の 1/3 を環境分野にあてている。しかし，総費用に占める EU の平均負担比率を大きく下回っているのはこの分野だけだからである。こ

表 IX-16　*EMR* 域内の ERDF 対象区域

目標 2 区域

NUTS 2	NUTS 3	
Regio Aachen	Kreis Aachen	Alsdorf
		Baesweiler
		Herzogenrath
		Würselen
	Kreis Heinsberg	Erkelenz
		Geilenkirchen
		Heinsberg
		Hückelhoven
		Übach-Palenberg
		Wassenberg
	Kreis Düren	Aldenhoven
Province Liège	Arrondissement Liège	
Provincie Limburg（B）	全県	
Provincie Limburg（NL）	Arbeitsmarktumkreis östliches Bergbaugebiet	
	Arbeitsmarktumkreis Sittard	
	Arbeitsmarktumkreis Kerkrade	
	Arbeitsmarktumkreis Brunssum	

目標 5b 区域

NUTS 2	NUTS 3	
Regio Aachen	Kreis Euskirchen	Bad Münstereifel
		Blankenheim
		Dahlem
		Hellenthal
		Kall
		Mechernich
		Schleiden
		Zülpich（一部）

注：(1) 目標 2 は鉱工業衰退区域の産業転換の助成。
(2) 目標 5b は農村地域の発展助成。
(3) Provincie Limburg （NL）の Arbeitsmarktumkreis はネーデルラントの NUTS 3，COROP （the Regional Research Programme Coordinating Committee)-Regio に相当。
(4) 1991 年時点では Deutschsprachige Gemeinschaft は未加盟。
出所：*Operationelles INTERREG-Programm*, 13 ページ。

のずれは，なにから来るのだろうか。おそらく，EU と *EMR* との環境政策の重点の置きどころが違うというよりも，*EMR* が INTERREG 企画による EU 資金を活用しながら，とりわけ域内水循環整備に環境分野の政策目標を絞り，それに EU もそれ相応の理解を示したと

表 IX-17　*EMR* の INTERREG I 企画の費用負担（計画値）

事業分野	総費用	EC 負担	国・自治体協調負担	民間団体負担
Ⅰ　ネットワーク形成	5511410 12.8	2734075（49.6） 13.5	1918815（34.8） 9.6	858520（15.6） 30.1
Ⅱ　交通	518000 1.2	259000（50.0） 1.3	259000（50.0） 1.3	
Ⅲ　観光・保養	7845230 18.2	3921260（50.0） 19.3	3609335（46.0） 18.0	314635　（4.0） 11.0
Ⅳ　研修・労働市場	6164300 14.3	2822990（45.8） 13.9	2529650（41.0） 12.6	811660（13.2） 28.5
Ⅴ　環境	16082060 37.2	7219070（44.9） 35.6	8638110（53.7） 43.1	224880　（1.4） 7.9
Ⅵ　技術革新・移転	3990470 9.2	1896000（47.5） 9.3	1455210（36.5） 7.3	639260（16.0） 22.4
Ⅶ　調査・企画管理	3070900 7.1	1447890（47.2） 7.1	1623010（52.9） 8.1	
合　　計	43182370 100.0	20300285（47.0） 100.0	20033130（46.4） 100.0	2848955（6.6） 100.0

注：実数値の単位は ECU，下段は費用負担者ごとの分野別構成比，（ ）は分野ごとの費用負担者別構成比。
出所：*Operationelles INTERREG-Programm*, 57 ページ。

表 IX-18　*EMR* の INTERREG I 企画の費用負担（実績値）

事業分野（企画数）	総費用	EU 負担	協調負担	費用／企画
Ⅰ　ネットワーク形成　（26）	8882955 13.1	3908247.52（44.0） 18.0	4974708（56.0） 10.7	341652
Ⅱ　交通　（3）	346985 0.5	173492　（50.0） 0.8	173493（50.0） 0.4	115662
Ⅲ　観光・保養　（26）	8494548 12.5	3851537.04（45.3） 17.8	4643011（54.7） 10.0	326713
Ⅳ　研修・労働市場　（17）	5580093 8.2	2296348.80（41.2） 10.6	3283744（58.9） 7.1	328241
Ⅴ　環境　（20）	36731263 54.0	7760380.86（21.1） 35.8	28970882（78.9） 62.6	1836563
Ⅵ　技術革新・移転　（8）	3512207 5.2	1574737.16（44.8） 7.3	1937470（55.2） 4.2	439026
Ⅶ　調査・企画管理　（21）	4448916 6.5	2121972　（47.7） 9.8	2326944（52.3） 5.0	211853
合　　計　（121）	67996967 100.0	21686715.38（31.9） 100.0	46310252（68.1） 100.0	561958

注：実数値の単位は ECU，下段は費用負担者ごとの分野別構成比，（ ）は分野ごとの費用負担者別構成比。
出所：EMR, *Jahresbericht 1996, INTERREG I*., 43 ページ。

表 IX-19 INTERREG I　環境分野企画

1. Selfkant の上下水浄化施設を NL の水道網に接続
   ①NRW の Selfkant, Gangelt 両自治体の上下水浄化施設を Susteren（NL）のリンビュルフ水管理組合浄水地区（WZL）の浄水場に接続
   ②Gemeinde Selfkant
   ③EU 829600; NRW 497760, 自己負担 602775

2. Voer 川水質改善工事
   ①Voer 川沿い B/NL 盆地の住宅地の出水による被害を解決。当企画は，改修作業の実施および救護装置による対策の二面をもつ
   ②Waterschap Roer en Overmaas
   ③EU 392000; NL 王国 337000, 自己負担 2005463（計 2342463）

3. エウレギオの大気の質の測定網
   ①域内の大気の質にかかる利用可能なデータを集め，各地域当局の利用に供せられる情報システムの構築
   ②Provincie Limburg （NL）
   ③EU 18750; 自己負担 26544

4. 生垣の保全
   ①自然公園の独自な景観要素を維持。D/B 国境の両側にある家屋と地割の生垣を維持，改善する
   ②Naturpark Nordeifel e. V.,（協 力）Parc naturel des Hautes-Fagnes-Eifel, Centre Nature Betrange
   ③EU 275004; NRW 128028, Rheinland-Pfalz 13152, Région Wallonne 78188, 自己負担 57825（計 277193）

5. Losheim-Hergersberg （D/B）下水浄化施設
   ①国境を流れる Our 川とその支流の劣悪な生態条件を除去。Losheim 浄水場を廃止し，Losheim（D）と Hergersberg（B）の下水を Kronenburg 浄水場へ導く
   ②Gemeinde Hellenthal,（協力）Gemeinde Büllingen
   ③EU 756158; NRW 613619, 自己負担（Gemeinde Hellenthal）1356981 Région Wallonne 147949, 自己負担（Gemeinde Büllingen?）42480（計 2161029）

6. カリウム紙による大気の質の測定網
   ①B/NL 両 Limburg 県の大気の窒素酸化物の測定。当地の大気汚染を防ぎ，改善するため環境基準の規制
   ②LISEC（Genk）
   ③EU 67491; Prov. Limburg（NL）11163, 自己負担 56328

7. Wihogne 浄水場
   ①Geer 川とその支流 l'Exhaure d'Ans の浄水場を川水の清浄維持計画にそって改修
   ②AIDE.（Association Internationale de Ditsribution d'Eau）
   ③EU 2178158; Région Wallonne 4246405

8. Wehr-Sittard 導水管
   ①企画 1 の第二段階。Schinveld 浄水場を Wehr/Sittard に接続。Schinveld 浄水場を緩衝施設として改修し，Susteren 浄水場も改修（第二段階）。Sittard-Susteren の導管拡充
   ②Zuiveringschap Limburg（NL）
   ③EU 1650000; 自己負担 6185490

9. Voer 渓谷氾濫防止工事
   ①Voer 渓谷および周辺地域の氾濫被害の解決。NL 領で第一期工事実施（企画 2）
   ②AMINAL, Bestuur Landinrichting en Landbeheer, Ministerie van de Vlaamse Gemeenschap
   ③EU 0; 自己負担 0

10. Aabeek, Itterbeek 両渓谷の水利改修工事
   ①Aabeek, Itterbeek 両川合流点の既存のダムの改修と自動化。これにより不断の水位変動に即応する調整が可能に
   ②AMINAL, Bestuur Landinrichting en -beheer, Minist. van de Vlaamse Gemeenschap
   ③EU 0; 自己負担 0

11. Bosbeek, Witbeek 両渓谷の水利工事
①Bosbeek, Witbeek 両渓谷の氾濫被害が Maaseik（B), Kinrooi（B), Thorm（NL）に及ばぬよう対策を講ずる
②AMINAL, Bestuur Landinrichting en -beheer, Minist. van de Vlaamse Gemeenschap
③EU 113309.86; Vlaamse Gemeenschap 339930

12. Plombières（Bleiberg）の Geul 川浄水場
①Geul 川の浄化対策。Plombières, Kelmis, Lontzen, Raeren, Welkenraedt 各自治体の生活汚水の浄化のための施設
②AIDE
③EU 191403; Région Wallonne 191403

13. Rodebach の再自然化
①三段階を踏んで実施。当企画では調査（環境・水文学的分析）と計画（実施計画の策定）を実施
②Gemeinde Gangelt（D), Waterschap Rouer en Overmaas（NL）
③EU 84000; NRW 25200, Prov. Limburg（NL）14000, Waterschap Roer en Overmaas 14000, Zuiveringsschap Limburg 14000, Gemeinden Selfkant & Gangelt 16800（計 84000）

14. Waldfeucht 浄水場
①ルール川ないしマース河に注ぐ Kitschbach の水質改善。このほか Gemeinde Waldfeucht と Gemeente Echt（NL）の一部との生活汚水を浄化
②Gemeinde Waldfeucht
③EU 40748; NRW 24449, 自己負担 9396822（計 9421271）

15. Rimburg-Wurmtal および周域の発展構想
①国境をまたぐ持続的空間計画構想の開発，とくに次の側面の開発に重点を置く：居住と労働，交通接続，自然，景観，農業，保養，川・水経済
②Gemeente Landgraaf（NL), Stadt Übach-Palenberg（D）
③EU 74725; NRW 11208, Prov. Limburg（NL）9341, 自己負担 55299（計 75848）

16. Raeren の Iterbach 川の幹線下水道
①Raeren における浄水場建設は国境を越える Iterbach 川の水質を大幅に改善。ドイツとの国境近くに建設される住民 7000 人用の浄水場と幹線下水道の建設となる
②AIDE
③EU 30834; Région Wallonne 65748

17. Senserbach 浄水場
①Senserbach 浄水場を閉鎖し，Aachen-Soers 浄水場との接続施設の建設
②Stadt Aachen
③EU 819318; NRW 228601, 自己負担 1747935（計 1976536）

18. Rodebach 川と支流の再自然化
①自然に近い川水の保全と再自然化。企画の第一段階は Rodebach 川の Waubach 附近の水源区域から Gillrath までの区間の，支流を含めて事前調査と計画策定
②Stadt Geilenkirchen
③EU 30640; NRW 18382, 自己負担 12258（計 30640）

19. Riemst-Kanne 浄水場と Jeker 川沿いの下水管
①浄水場と適合する下水導管との建設により，国境を越えて汚染を生む汚水流入を減らすことで，水質にかかるヨーロッパ基準の達成が可能に
②Ministerie van de Vlaamse Gemeenschap, AMINAL
③EU 208242; 国民的資金（Mina-fonds, 自己資金）378356

20. リエージュ人口稠密地域より下流の下水の排水調査
①リエージュ人口稠密地域より下流の汚水排水の調査および下水道網の診断と修復
②AIDE
③EU 0; 協調負担 0

注：(1) 単位は ECU
(2) ①は企画趣旨，②は企画責任者，③は EU および協調負担者の負担額

出所：EMR, *Jahresbericht 1996 INTERREG I.*, Anlage II

いうことであろう。INTERREG Ⅰ企画において強い偏りを示す *EMR* のこの政策関心は，いったいなにを意味するのか。そこで，環境分野企画に焦点をあてよう。

表 IX-19 に示されるように，認可を受けた 20 企画のうち 3 企画は実施に移されなかったが，企画目的を検討するためにはこれを含めることが妥当と考えられるので，20 企画すべてを検討対象とする。この企画一覧を特徴づけるのは，20 企画のうち，大気汚染対策 2 件（3，6）と景観保全 1 件（4）を除く 17 件が，下水処理，川水管理にかかる案件だということである。浄化処理を受けた下水は川に放出され，域内の川はいずれもマース河の支流または支支流なので，放出された下水はすべて最終的にマース河に流入することになる。総じてマース河流域の水循環の整備が，*EMR* にとり環境分野での当面の最重要課題と認識されていたことは疑いをいれない[24]。それは，マース河流域という自然地理上の等質空間が *EMR* の地域性の基盤を形成しているとの認識にも基づいていよう。

前述のように，*EMR* 当事国である四か国（ドイツ語共同体は *Région Wallonne* の一部）のいずれも，自国領域の一部が隣国の一部と合して一つの領域空間を形成することを容認するとは考えがたい。それにもかかわらず国境をまたぐ領域空間形成の可能性を孕む地域間協力に前向きであることは，政策論理として矛盾しているように見える。この矛盾を各政府は十分認識していたはずであり，したがって，この矛盾を避けるためのなんらかの措置を講じたであろう。それはどのようなものであったか。おそらく，*EMR* の地域性を最大限に認容する一方で，これがけっして行政的輪郭を具える領域空間とならないよう，歯止めをかけることではなかったか。

ここで，水循環管理という政策関心を通して，*EMR* 圏域がマース河水系に規定された等質空間としての自己認識を強く打ちだしていることに眼を向けよう。*EMR* 圏域ではマース河およびこれにいくつもの支流を供給する水源としてのアイフェル・アルデネン山地が，固有の風土特性を生みだしている。これがさらに二次的特性として人文地理的特性を生み，自然・文化特性に規定された固有の住民気質を共有する生活圏が歴史的に形成されてきた。いわゆる *MHAL*（Maastricht, Heerlen, Aachen, Liège, Hasselt）と呼ばれる歴史空間がそれである。*EMR* の空間政策はこの歴史的与件を十分に認識したうえで，その地域性をいっそう強めようとしているかに見える。下水処理施設の改善や水路改修による水害予防策の強化は，住民の生活空間の質を高め，それは住民の帰属意識を強める作用を働くからである。

このように，本源的に風土条件に規定される等質空間は，「個体性をそなえる歴史空間一般」[25] としての地域を形成する可能性を孕む。しかし，自然地理上の等質空間は尾根や海岸線のような事例を除けば，総じて漸移地帯によって囲まれ，明確な境界線を持たない。境界線は自然ではなく制度の産物であり，地域が眼に見える境界線によって画される領域空間の形態をとるのは，地域の外または上にある公権力の政策行動による。したがって，マース河流域の風土条件に規定された空間的等質性に適合的な政策展開が，*EMR* 圏域の地域化を促

すとしても，領域空間形成に向かうか否かは政策意志に左右される。国境をまたぐ地域の析出が，隣接する当事国間の政策協調の枠組みのなかにとどまることは十分にありうるのだ。それは，国境という堰を越えて溢れでる国境地帯に特有の諸問題の氾濫原を，国際的調整池に改修して共同管理するという意味における政策協調にほかならない。

他方で，*EMR* が打ちだす多面的な水管理企画に EU が乗ることは，住民の生活条件を眼に見えて改善するという政策効果が期待できるゆえに，EU に対する住民の信頼をつなぎとめられるという打算が働いたであろう。そればかりでなく，地域析出を促す政策を，長期的にみれば地域に領域空間のかたちをとらせるための助走過程とする政策意図も潜んでいたであろう[26]。国籍を異にする五行政区域からなる *EMR* 圏域を，単なる部分空間の寄せ集めでなく，まずは「個体性をそなえる歴史空間」としての地域の形成を促すことを共通目的に掲げながらも，それにより地域の領域空間化に歯止めをかけようとする当事国と，地域の領域空間化の可能性を一段と強めようとする EU と，この両者の妥協の産物が INTERREG I の企画編成であったとみることができよう。

ところで，そもそも自然環境と文化遺産に恵まれた空間の生活環境改善は，住民の生活圏への愛着を強めるばかりでなく，非居住者に対しても訪問，滞在の誘因を生みだす。すなわち観光資源に恵まれた空間が生活空間としての質を高めることは，観光価値を高める効果をも生む。また，非居住者に対する観光価値の上昇が，居住者にとり生活条件の改善につながる効果も期待しうる。そのかぎりで，環境政策と観光政策は相互促進的関係にある[27]。むろん，不特定多数の観光客の来訪はときに環境破壊・汚染を惹きおこす負の効果をともなうので，地域経済の発展に資する正の効果だけを期待することはできない。したがって，環境政策と観光政策とが相反関係に立つ場合もありうるが，これを両立させるのが総合地域政策の要点ということになろう。*EMR* は INTERREG を利用して，自然・生活環境と観光価値との最適関係を作り出すことにより，域内経済の活性化を図ろうとしたとみることができる。

そこで，観光・保養分野の企画も点検しよう。これを一覧表にまとめると，表 IX-20 のようになる。26 企画のうち，自転車道整備 8，フェン鉄道動態保存等 6 と，両者だけで過半を占めるのが目立つ。自然景観，歴史遺産にかかる負荷を最小限度にとどめる「ソフト観光」の決め手が，自転車か歴史的価値ある観光鉄道[28] の利用ということになるのであろう。

また，6「炭鉱と炭鉱夫」，7「文化の道案内」，24「石炭鉱業資料センターの設立」は域内の文化・産業遺産の観光価値を高めようとするもので，*EMR* を文化的等質空間の面でその地域性を強める政策といってよかろう。

（xii）おわりに

以上，本稿では 1990 年代に刊行された諸資料を利用しながら，*EMR* の事業の実態を検分した。その結果，単一通貨導入時期を 1999 年とすることがすでに確定し，「収斂基準」を

表 IX-20 INTERREG I　観光・保養分野企画

1. 心身障害者，高齢者のための映像データバンク
   ①心身障害者，高齢者が利用しやすい域内の観光・文化・保養施設の利用できる映像データバンク作成の可能性，費用，利用価値の市場調査
   ②Revalidatie Informatiecentrum
   ③EU 38750；自己負担 41292

2. Negennoord のマース河教育センター
   ①マース河の氾濫地帯 Negennoord に生徒の自然学習，自然利用，自然と景観のなかでの休養のためのマース河教育センターおよび籠・萱編み技芸センターの設立
   ②Provinciebestuur B-Limburg
   ③EU 419720; Intercommunale IML 420825, Provincie B-Limburg 125025，自己負担 286356（計 832206）

3. ルール川沿い自転車道の拡充
   ①ルール川沿いに水源から川口まで自転車道の整備。これにより Roermond（NL）から Körrenzig（D）近くのルール橋まで直通の自転車道が完成
   ②Kreis Heinsberg
   ③EU255022; Landschaftsverband Rheinl. 204018，自己負担 51004（計 255022）

4. Bocholt-Lommel 運河のヨット港施設
   ①5 月から 10 月まで閘門を開き，6 時間の到達距離ごとに宿営地を建設して，国境をまたぐ水路網を整備
   ②Ministerie van de Vlaamse Gemeenschap
   ③EU 0；Vlaams Gewest 0

5. Moelingen-Voeren 間の自転車道建設
   ①N627 沿いに NL 国境から Voeren-Dalhem 両自治体境界までの自転車道の建設
   ②Ministrie van Vlaamse Gemeenschap
   ③EU 3000; Vlaams Gewest 9000

6. 炭鉱と炭鉱夫
   ①炭鉱業地帯のあらゆる学術的，歴史的資料を収集。EMR の 4 区域は石炭鉱業の歴史を共有
   ②Rijksuniversiteit Limburg，（協力）RWTH Aachen, Université Liège, E. H. L.
   ③EU 277470.44; NRW 45098, RWTH Aachen 30065, Comm. Française 7178, Prov. Limburg（B）7584.60, RL. Maastricht 7875＋39310, Prov. Limburg（NL）48000, Toekomstkontract（B）101028（計 286138.60）

7. 文化の道案内
   ①城塞，城館，水車，焼物窯等 15 文化観光の道案内書の作成。各経路用冊子およびこれの合本の発行を計画
   ②ドイツ語共同体
   ③EU 22616；ドイツ語共同体 27236

8. Eifel-Hohes Venn 観光政策一覧
   ①参加自治体，ドイツ・ベルギー自然公園，レギオ・アーヘンと協力して，各観光分野の個別活動を総括し，国境をまたぐ共通の観光政策モデルを作成
   ②Kreisverwaltung Düren
   ③EU 163250; NRW 82950, Park Nordeifel 6325, Fédér: Tourisme Lg. 25000，自己負担 58045（計 172320）

9. ソフト観光
   ①ドイツ・ベルギー自然公園のソフト観光の強化。いくつかの既存施設の改修，拡充
   ②Naturpark Nordeifel e. V.（協力）Parc Naturel Hautes Fagnes-Eifel（Centre Nature Botrange）
   ③EU 877460; NRW 247950, Région Wallonne 176644, Communauté française: 164700，ドイツ語共同体 99980, Fonds propres 71342，自己負担 261856（計 1022472）

10. 自転車道―Voer 川から Berneau までの延伸
    ①Voer の自転車道を延伸。マース渓谷へ向かう自転車道をエウレギオ自転車道の第一区間として整備
    ②Ministère Wallon de l'Equipement et des Transports
    ③EU 74000；Région Wallonne 188910

11. Maastricht-Zichen-Aachen-Hasselt-Liège 間の自転車道・遊歩道網の研究
①域内諸都市を結ぶ自転車・遊歩道網の研究。安全，自然への敬意，観光行事への近づきやすさを基準として重視
②Université de Liège-CRAU
③EU 89980; Région Wallonne 89980

12. Selfkant 鉄道の軌道修復
①当協会は 20 年以上前から D/NL 国境地帯において歴史的軽便鉄道を運行してきた。近年，劣化が進む部品の更新が当企画の目的である
②Touristenbahnen im Rheinland GmbH（TBR), Interessengem. Hist. Schienverkehr e. V.
③EU 32942; NRW 19765, 自己負担 13336（計 33101）

13. ソフト観光―エウレギオ文化観光の初めての助言者
①エイフェル・アルデネン地域の文化的資源から観光市場に適するものを選び出す。加えて，アイフェル・アルデネン文化・歴史地域の全体計画を策定
②Eifel-Touristik NRW e. V.
③EU 76263.18; NRW 45758, 自己負担 30505.17（計 76263.17）

14. Melgelland 協力計画
①自然と景観の保全。国境を越える自転車・遊歩道整備。行政境界を弱め，協力強化を狙う
②Gemeente Riemst
③EU 64642; 6Gemeenten（自己負担）64758

15. 行事暦
①EMR 内の全行事および観光資源を網羅するデータバンクの構築
②EMR, Werkgroep Toerisme（VVV Limburg),（協 力）Provinciaal Verbond voor Tourisme（Hasselt), Regio Aachen, Féder. du Tourisme Prov. de Liège
③EU 202711.51; NRW 39750, Prov. Limburg（NL）22277.75, Prov. Limburg（B）42691.50, Commun. Franç. 23622.96, 自己負担（D）27276.22, 自己負担（NL）22277.75, Fonds propres Liège 25591.54（計 203487.72）

16. Venn 鉄道の観光品揃えの拡充
①歴史的価値をもつ蒸気機関車 1 台と客車を購入し，軌条に必要な補修を施すことで，Venn 鉄道の観光資源を改善する
②ドイツ語共同体
③EU 161565; ドイツ語共同体 189043

17. Kreis Heinsberg と Limburg（NL）の観光業の研究
①ハインスベルク郡とリンビュルフ（NL）区域での近場保養，短期休暇，日帰り旅行，観光旅行の拡充のための対策を検討。D/NL 国境沿いの街道と通路の開通と拡充がどれほどの構造改善をもたらすかを検討。
②ハインスベルク郡
③EU 26962.90; NRW16178, 自己負担 10785（計 26963）

18. Venn 鉄道に沿う自転車道
①Venn 鉄道旅行と組み合わせて道標を備えたマウンテンバイク道路が敷設される。余暇スポーツのマウンテンバイク走行を，自然に配慮して整備された道路の利用に導くことを目的とする
②ドイツ語共同体
③EU 171537; ドイツ語共同体（自己負担）68146, Kr. Bittburg-Prüm 33054, Kr. Daun 33053, Verkehrsamt der Ostkantone 37284（計 171537）

19. Kreis Heinsberg-Midden Limburg 自転車観光
①NL 側でルール川口までルール自転車旅行路を延伸。自転車道に観光客用の案内標識を整備。NL/D 両側の自転車道の拡充，結合，標識整備
②Kreis Heinsberg, Gewest Midden Limburg
③EU 568881. 50; NRW 86507, Prov. Limburg（NL）146079, Rijkswaterstaat 130529 Gemeente Roerdalen en Posterholt 147586, Kreis Heisberg 58180.50（計 568881.50）

20. Schierwaldenrath 鉄道駅修復
①歴史的車輛，線路，軌道設備の維持，復旧。稼働は運賃収入，少額の寄附，補助金のみで賄われる。補助金はホーム車線，留置き線，整備車線の更新に当てられる
②Touristenbahnen in Rheinland（TBR), Interessengem. Historischer Schienenverkehr e. V.
③EU 24735.51; NRW 14841, 自己負担 9895（計 24736）

21. Venn 鉄道用に鉄道バスの買附け
①当鉄道バスは Stolberg（D）駅から Raeren（B）駅までの支線に使用。Venn 鉄道の機関車が Stolberg で方向転換できないので必要
②Vereinigung “Vennbahn e. V.”
③EU 48667: NRW 28237, 自己負担 80066（計 108303）

22. Venn 鉄道動態保存
①次の対策を支援：Raeren 駅入線改善，Sourbrodt の操車改善，線路，信号設備の改善，歴史的車輌の購入，駅舎用地の購入
②ドイツ語共同体
③EU 193093；ドイツ語共同体（自己負担）193093

23. 余暇・保養開発計画のための明細目録研究
①Maasland における観光と保養の助成を狙う行動計画策定のための構想具体化
②Regionaal Landschap Kempen en Maasland
③EU 30031; Region. Landsch. Kempen en Maasland 22281, Gewest Midden Limburg 7750（計 30031）

24. 石炭鉱業資料センターの設立
①石炭鉱業・文化にかかる文書，写真，音声記録を収集し，全資料をこのセンターに保管する
②Région Wallonne DGEE, Commiss. Général au tourisme
③EU 2869；自己負担 2869

25. Echterbosch から Waldfeucht 国境までの自転車道
①Gemeinde Waldfeucht（D）に既存の自転車道を Gemeente Echt の Prinsenbaan/Waldfeuchterbaan 沿いの自転車道とに結合。かくて，国境の両側を直通する自転車道網を編成
②Gemeente Echt（NL）
③EU 0; Prov. Limb.（NL）0

26. 観光分野における国境をまたぐ協力
①とくに観光情報，共通インフラストラクチュア，マーケティング分野における国境をまたぐ協力の可能性を検討
②Office du Tourisme des Cantons de l'Est, Verkehrsamt der Ostkantone
③EU 25368；自己負担 3759, Kreis Bittburg-Prüm 10805, Kreis Daun 10804（計 25368）

注：表 IX-17 に同じ。
出所：表 IX-17 に同じ。

満たすための緊縮財政が EU 統合に対する不満を広める状況のもとで，総じて国境をまたぐ地域間協力に潜む諸問題が他のエウレギオにまして *EMR* の政策行動に凝縮していることを，ある程度明らかにすることができたと思う。とりわけ 1993 年初の域内市場自由化に備えた EC/EU 主導の INTERREG 企画から，EU と四か国（ドイツ語共同体をいれれば五か国）との間に潜む，*EMR* の地域化のかたちをめぐる政策含意の違いを見てとることもできた。

ここで，政策主体と政策対象との適合性の問題も浮かびあがってくる。とりわけ，政策的利害状況におけるレギオ・アーヘンの位置づけが問題となる。これがラインラントではなくマースラントの一部としての影をますます濃くして，他の *EMR* 構成区域との一体化に向かうにつれ，すなわち東のライン河に背を向けて西のマース河へ向かうにつれ，その地域利益をケルン県，最終的にはその上位にある NRW が，つまりマース河流域のアーヘンの利益をライン河畔のケルンとデュセルドルフが代表するという矛盾が露わになるからである。

もとより，*EMR* は財団法人として境界を与えられた一つの制度空間であり，これを構成する五つの区域もそれぞれ行政空間（領域空間）であって，いずれも本来の地域ではない。

よって，これら五構成区域による合成空間としての *EMR* もそのまま地域としての実体性を具えているわけではない。とはいえ，マース河流域の風土的・歴史的特性を共有する *MHAL* と呼ばれてきた都市網空間と大幅に重なる *EMR* が，そこに隠れていると想定される本来の地域を近似的に表現しうるかぎり，*EMR* が領域空間としてのかたちをどれほど整えられるかは，検討に値する問題と言ってよかろう。このような意味での近似的地域としての *EMR* の一部であるレギオ・アーヘンは，しかし，行政区域としておそらく今後ともケルン県の一部であり続けるであろう。それは，すでにこの連稿の（7）で検討したアーヘン対ケルンの歴史的対立にくわえて，EU と NRW 他との国境地帯統治権をめぐる現代的対立という二重の対立が，今後ともくすぶり続けることを予想させるものである。

注

1）参考値として NRW の州内粗生産の対前年比をみると，1995 年が 1.7% だったのに対して，1996 年は 0% に落ちこんでいる。もっとも，1997 年は 1.4% に回復した。また，NRW の就業者数は，1993 年から急速に落ち込んで 95〜96 年に底入れし，97 年から回復に向かったが，91 年水準に戻ったのは 98 年である。この間，NRW の水準は旧西ドイツ平均をつねに下回っていた。LDS NRW, *Statistisches Jahrbuch Nordrhein-Westfalen 2004*, 259, 656 ページ。1996 年 4 月の *Eurostat* の発表によると，EU の失業率は 11%（1830 万人）に上昇した。Vanthoor, Wim F. V., *A Chronological History of the European Union 1946–2001*, 2002, 168 ページ。

ちなみに，当時経済通貨担当欧州委員だったイブチボー・ドシルギはインタビュウでこう答えている。「委員に就任した 1995 年［が委員として難しかった時期］だ。（略）誰も通貨統合の実現を信じていなかった。（略）欧州の信頼が問われていた。（略）97 年春が転機だった。」日本経済新聞，平成 26 年 5 月 18 日。

2）注 16）で引用した *Aachener Nachrichten* 紙 1996 年 12 月 3 日附けインタビュウ録別欄の「年表にみるエウレギオ」および，同じく *Jahresbericht*（1996）の附録に資料として収められた，*GRENZ-ECHO* 紙の 1996 年 12 月 5 日附けの「Euregio Maas-Rhein の 20 年間」という見出しの略史が参考になる。以下の記述はこの両者による。

3）（7）の図 IX-1 でドイツ語共同体を構成する 9 自治体を図示したが，見にくいのであらためて自治体名を列挙する。北から順に，*Kelmis, Raeren, Lontzen, Eupen, Bütgenbach, Büllingen, Amel, St. Vith, Burg-Reuland*, 以上である。いわゆる *Eupen und Malmedy* のうち *Malmedy* はフランス語地域に属し，*Arrondissement Verviers* の一部である。

4）*EMR* の 1993 年の *Jahresbericht* の附録にネーデルラント語による定款が載っているので，全 19 条のなかから，重要な条文を抄出する。これは原始定款ではないので，遅れて加入したドイツ語共同体も構成区域として挙がっている。

5）*Jahresbericht*（1996），26 ページ。

6）レギオ・アーヘンとドイツ語共同体は南縁でドイツのラインラント・パルツ州と接している。この国境地帯にアルデネン，アイフェル両山地が横たわり，*EMR* の代表的観光地域を形成している。自然景観を政治・行政区分の境界で切断することはできず，よって自然景観面での等質空間が *EMR* 境界を越えてラインラント・パルツの一部にも拡がっていることに留意される

べきである。

7）以下，*Jahresbericht*（1996），27〜28 ページ。なお，*Jahresbericht*（1993）によれば（「VI 各作業部会の事業報告」，当年次報告書はページ数記載を欠く），評議会設置の動きが始まったのは，1993 年 12 月 10 日リエージュで開かれた初めての「エウレギオ集会」（das Euregionale Treffen）であった。当時の理事長 *P. Bolland* の主導で理事会により開かれたこの集会の主題は，*EMR* の将来構想で，*MHAL* の諸都市，諸大学，労働組合，商工会議所が参加して意見交換を行った。その結果，一つの結集機関（Konzertierungsgremium），すなわち評議会（Euregiorat）設置が強く望まれていることが明らかになったという。

8）*Jahresbericht*（1996），49〜56 ページ。

9）1999 年 1 月 1 日のユーロ導入の直前に固定された交換比率は，€ 1 = Hfl 2.20371 であった。Mickel, W. W. / Bergmann, J. M.（Hrsg.）, *Handlexikon der Europäischen Union*, 3. Aufl., 2005, 822 ページ。かりにこの比率で換算すると € 208589 になる。

10）*Jahresbericht*（1996），58〜68 ページ。

11）*Jahresbericht*（1993）の「VI 各作業部会の事業報告」のなかで，「芸術・文化部会」の事業の目的は，一つは五構成区域の芸術家，芸術関係者を共通の文化交流網の形成に向かわせることにあり，もう一つは，*EMR* の文化的同一性（eine kulturelle Identität）の自覚を強めることにあると述べている。また，*EMR* 内の地理担当教員のための会議が，毎年，石炭鉱業，TGV，技術団地，農業，経済要因としての観光等の主題を決めて開かれており，中・高校生向けの歴史セミナーも開かれ，1993 年はマルメディで開かれたという。地理，歴史の学校教育は若い世代に地域への帰属意識を植えつけるうえで，大きな効果を生むであろう。

12）*Jahresbericht*（1996），70〜71 ページ。

13）1993 年 1 月 1 日アーヘン市庁舎で五公共放送局は共同でライブ放送を実施し，三ヵ国語番組を放送したという。*Jahresbericht*（1993），「VI 各作業部会の事業報告」。

14）*Jahresbericht*（1996），72〜74 ページ。

15）Janssen, Manfred, Obstacles and Willingness for Cross-Border Mobility: The Dutch-German Border Region, in: Gijsel, Peter de / Janssen, Manfred / Wenzel, Hans-Joachim / Woltering, Michael（eds.）, *Understanding European Cross-Border Labour Markets*, Marburg 1999, とりわけ 145〜150 ページ。

16）*EMR* 成立 20 周年祝典の際，最高決定機関である県長協議会の構成員を 18 年間にわたり務めてきたケルン県長アントベルペス（Franz-Josef Antwerpes）は，アーヘナー・ナハリヒテン紙とのインタビュウで次のように率直に答えている。「オランダに相変わらずドイツ人に対する恨みつらみ（viele Sentiments）が残っており，かれらがいまなお打ち解けないことを，いつもあらためて思い知らされる。愉快なことではない（Man spürt immer wieder eine Zurückhaltung. Mich stört das）。」*Aachener Nachrichten*, 1996 年 12 月 3 日附け（*Jahresbericht*（1996）の附録に資料として収録）。おそらくドイツ人のなかでもネーデルラント人との和解にもっとも心をくだいてきた一人であるはずのアントベルペスにして，このような感慨を抱かせることは軽視できない。

17）Dinan, Desmond（ed.）, *Encyclopedia of the European Union*, upd. ed., Boulder et al. 2000; Ramsay, Anne（ed.）, *Eurojargon*, 6. ed., London et al. 2000; Mickel / Bergmann, *Handlexikon der Europäischen Union*（前掲）; Phinnemore, David / McGowan, Lee, *A Dictionary of the*

European Union, 3. ed., London et al., 2006, 以上各辞典の *EURES*（*European Employment Services*）の項目を参照。*EURES* は，1968 年に閣僚理事会決定により設置された *SEDOC*（the European System for the International Clearing of Vacancies and Applications for Employment）に代わるものとして，1993 年の閣僚理事会決定で設置された。*Dictionary* では 1994 年に設置されたとし，*Encyclopedia* では 1996 年に発足したとしている。また，*Handbuch* では *Euroadviser* を *EURES-Berater* と独訳している。

18）Marchand, Lutwin, The Value of the Cross-Border Job Market Relations for European Integration and Coherence, and Possibilities for Coordination in Border Regions, in: Gijsel et al., 前掲書，とりわけ 207〜211 ページ。

19）*Jahresbericht*，75〜76 ページ。

20）EMR, *Operationelles INTERREG-Programm 1991–1993 für die Euregio Maas-Rhein*, 1991

21）EMR, *Jahresbericht 1996, INTERRREG I.* これは蘭・独・仏語による第一期企画の詳細な報告書である。本稿では独語報告を利用したが，随時，蘭・仏語報告を参照した。たとえば独語で *Aabach*，*Itterbach* と表記される川の名を，*Aabeek, Itterbeek* と蘭語表記に直した。

22）*Community Initiatives* は *Community Programmes* と異なり，現地の費用負担を減らすために EU が構造基金を利用して資金上の支援を行うものである。個別企画策定の責任は国，現地にあるので，補完性原則にしたがい EU の負担は 50% を超えることができない。*Handlexikon der Europäischen Union* の“Gemeinschaftsinitiativen”の項目を参照。

23）*Operationelles INTERREG-Programm*, 61 ページ。

24）1991 年の当初企画策定にあたり，*EMR* は次のように自己規定をしている。*EMR* は伝統的工業地域であるばかりでなく，東隣のルール地域からの「煙たなびく」下にある（ライン・ルール工業地域に対する対抗意識！）。また，魅力に富む自然景観にも恵まれている。この与件から，汚染を減らす一方で自然価値を保全するために，INTERREG 計画の枠組みで諸企画が検討された。それは（1）環境監視，（2）自然景観保全（die euregionale Landschaft），（3）水管理，この三分野に分けられる。とくに（3）が詳述されている。*EMR* 域内にきわめて多くの川，小川が流れ，これらのほとんどがマース河に注ぐ。よって水の質と量の管理が重要であり，しかもすべての企画が国境隣接地で実施されるために，おのずから国境を越える効果が働く，という。同上，24 ページ。

なお，水の量の管理については，マース河の水流調節が課題であったようである。マース河が中央部を南北に縦断するワロンヌ地域は，海流の影響と地勢のため降水量がきわめて多い地域である。したがってマース河の増水対策が防災上からも重視されていることが推測される。Commission of the European Communities, *Portrait of the Regions*, Vol. 1, 1993, 170 ページ。

25）渡辺尚編著『ヨーロッパの発見―地域史のなかの国境と市場―』有斐閣，2000 年，の補論「「地域」とは何か」を参照されたい。

26）INTERREG の目標を，*EMR* は次のように理解している。INTERREG の目標は国境をまたぐ協力網の形成と展開を刺激し，これができると次に EC/EU 規模のより大きな網に結びつけることにある。この目標は 1992 年末までの域内市場完成の目標から導かれる。このような EC/EU 委員会の基本方針により，INTERREG は三部に分かれる。それは（1）国境をまたぐ計画の共同の策定と実施，（2）国境の両側，内側における諸関係機関・団体間の情報交換の方法改善，（3）相互協力の支援，助成のための共同機関と行政機能の創設（die Aufstellung gemein-

schaftlicher Institutionen und Verwaltungsstrukturen)。*Operationelles INTERREG-Programm*, 11 ページ。EC/EU が INTERREG を梃にして国境をまたぐ新しい行政区域（領域空間）の創設を狙っていたことは明らかであり，また *EMR* 側もこれを十分に認識していたようである。

27）*Jahresbericht*（1996）は第 1 章の 6〜15 ページまでを域内観光資源の紹介に紙数を費やしており，「観光は *EMR* 経済にとり最重要な柱の一つである」との強調で始まる第 2 節で，自然景観を詳細に紹介している。とくに重要な目的地として挙げられているのは以下のとおり。(i) アイフェル・アルデンヌ高地，とくに国境をまたぐアイフェル・高フェン自然公園，(ii) リンビュルフ（B/NL）南部に拡がる泥灰岩地帯（Mergelland)），(iii) 中部リンビュルフおよびケンペンの自然公園，(iv) リンビュルフ（B）南部の城館群，(v) 国境をまたぐマース・シュバルム・ネテ自然公園および *EMR* 北部のテフェレ（Teveren），ブリュンサム（Brunssum）の原野，(vi) マース河沿いに砂利採掘後できた小湖沼，(vii) ジレップ（Gileppe），ロベールビユ（Robertville），オイペン，ビュトゲンバハ（Bütgenbach），アイフェルの貯水池群，(viii) リンビュルフ（NL）のファルケンビュルフ（Valkenburg）4 湯治施設，(ix) リエージュおよびバート・アーヘンの加熱泉とスパ。以上に加えて，買い物観光地として（x）ハセルト（ドイツ人向けフラーンデレン第三の買物目的地），リエージュ，アーヘン，マーストリヒト等が挙げられている。

28）高フェン観光鉄道博物館（Die ehemalige touristische Museumseisenbahn im Hohen Venn）のウェブサイトによると，ドイツ語共同体政府の決定により，フェン鉄道は 2011 年に営業を廃止した。それより先 2009 年前半に *Raeren* から軌条撤去が始まり，軌道の自転車道への改造が進んでいるという。http://www.Vennbahn アイフェル，アルデンヌ両高地の北側に拡がるフェン高地（Hohes Venn, Hautes Fagnes）はベルギー領最高地点（694 m）を含む。ラーレンはドイツとの国境に隣接するドイツ語共同体側の自治体（注 4）参照)。